

## ■ 所得金額

所得金額は、収入からその収入を得るために直接要した経費(必要経費)を差し引いて計算します。計算方法は、所得の種類に応じて下表のとおりとなっています。

なお、市民税は前年中の所得金額を基準に計算されますので、令和6年度分市民税は令和5年分の所得金額が基準となります。

所得の種類		所得金額の計算方法
1 利子所得	公社債及び預貯金の利子など	収入金額
2 配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子
3 不動産所得	地代、家賃、権利金など	総収入金額-必要経費
4 事業所得	事業をしている場合に生じる所得	総収入金額-必要経費
5 給与所得	給与、賃金、賞与など	収入金額-給与所得控除額
6 退職所得	退職金など	(収入金額-退職所得控除額)×1/2 ※1/2 課税が適用されない場合があります。
7 山林所得	所有期間が5年を超える山林の立木などを売った場合に生じる所得	総収入金額-必要経費 -特別控除額(最高 50 万円)
8 譲渡所得	土地・建物や株式、ゴルフ会員権などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額
	短期 保有期間が5年以内の資産の譲渡	(株式などは、収入金額-(取得費+譲渡費用))
	長期 保有期間が5年を超える資産の譲渡	※総合長期譲渡所得の金額は、その1/2 が総合課税の対象になります。
9 一時所得	賞金、競馬などの払戻金、生命保険等の満期返戻金など	収入金額-必要経費-特別控除額(最高 50 万円) ※1/2 が課税対象
10.雑所得	公的年金など	収入金額-公的年金等控除額
	その他	収入金額-必要経費

## ● 非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として他の所得として区別され、課税対象になりません。

### 【代表的な非課税所得】

- (1) 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など
- (2) 給与所得者の出張旅費、通勤手当(最高月額 15 万円まで)
- (3) 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- (4) 雇用保険の失業給付
- (5) 学資に充てるために給付される金品など
- (6) 災害支援金、災害見舞金

● 給与所得の算出表

給与所得については、給与収入から給与所得控除額を差し引いた金額となりますが、具体的には次のとおり計算します。

給与等の収入金額	給与所得の金額	
～ 550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	給与収入-550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	給与収入÷4=A (千円未満切捨)	A×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		A×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×0.9-1,100,000円	
8,500,000円	6,550,000円	
8,500,001円～	給与収入-1,950,000円-所得金額調整控除	

※所得金額調整控除の内容については、税務課住民税係(75-4977)にお尋ねください。

● 公的年金等に係る雑所得の速算表

国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等に係る雑所得は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額となります。具体的には次のとおり計算します。

年齢区分	公的年金等の収入金額	雑所得(公的年金等)
65歳未満	～ 600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	収入金額-60万円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%-27万5千円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%-68万5千円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%-145万5千円
	10,000,000円以上	収入金額-195万5千円
65歳以上	～1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	収入金額-110万円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%-27万5千円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%-68万5千円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%-145万5千円
	10,000,000円以上	収入金額-195万5千円

※公的年金等以外の所得の合計額が1,000万円を超える方は、所得金額の計算において上記と違う計算式になります。

また、給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除が適用されます。

詳しくは、税務課住民税係(75-4977)にお尋ねください。